

「港区平和都市宣言40周年記念冊子」等作成業務委託
採点基準表(第一次審査)

一次審査(書類審査)		
候補者名		記入者

1 基本事項の評価(事務局採点)		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点	合計点
		1	2	3	4	5					
(1) 専門技術力 (経験年数、実績)	<ul style="list-style-type: none"> 類似業務の実績を有しているか。 担当者又は技術者が求める経験年数を満たしているか。(事務局が客観的視点により採点) 例) 17~20pt 50点、13~16pt 40点、9~12pt 30点、5~8pt 20点、1~0pt 10点 ①事業者の同種業務の実績 11件以上 10pt、8件~10件 8pt、5~7件 6pt、2~4件 4pt、1件 2pt 0件 0pt ②業務責任者の同種業務の実績(総括責任者) 5件以上 5pt、4件 4pt、3件 3pt、2件 2pt、1件 1pt、0件 0pt ③業務担当者の同種業務の実績(担当者の平均) 5件以上 5pt、4件 4pt、3件 3pt、2件 2pt、1件 1pt、0件 0pt 	事務局採点					-			-	50
(2) 専任性 (手持ち業務量)	<ul style="list-style-type: none"> 担当者又は技術者が他の業務(案件)を担当せず、本件について専任となっているか。(事務局が客観的視点により採点) 例) 業務責任者が専任、業務担当者(1名以上)が専任 50点 業務責任者が専任、業務担当者の専任がない 40点 業務責任者が他に1件以上(業務担当者の選任は問わない) 30点 業務責任者が他に2件以上又は総額500万以上を兼任(業務担当者の選任は問わない) 20点 業務責任者が他に3件以上又は総額750万以上を兼任(業務担当者の選任は問わない) 10点 						-				
2 企画提案の評価		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点	合計点(×5)
		1	2	3	4	5					
(1) 業務従事予定者の配置及びスケジュールについて【様式6】											
ア	スケジュール設定	明確な作業設定をし実現性の高いスケジュールが設定されているか。					×4			20	100
イ	スタッフ体制	スケジュール設定に対し、十分かつ効率的なスタッフ体制が確保されているか。					×4			20	100
(2) 企画提案書(冊子)について【様式7】 補足資料											
ア	冊子作成についての考え方	冊子作成の目的である「写真や図表等を用いて分かりやすく紹介することによって、読者の興味を効果的に引き付けるとともに、平和についての関心を高めていくこと」を意識した提案がされているか。					×5			25	125
イ	全体構成	目的を達成するため、優れた全体構成案が提案されているか。					×5			25	125
ウ	技術力	上記の提案を冊子として実現するだけの技術を有しているか。					×4			20	100
(3) 企画提案書(関連資料)について【様式8】											
ア	関連資料作成についての考え方	関連資料作成の目的である「多くの人が冊子に興味を持つような内容のもの」を意識した提案がされているか。					×6			30	150
イ	実現可能性	関連資料作成の提案が区の事業として適切で実現可能なものか。					×4			20	100
3 見積額の評価(事務局採点)		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点	合計点
		1	2	3	4	5					
(1) 見積価額	<ul style="list-style-type: none"> 参考事業規模に対する見積額により採点(事務局が客観的視点により採点) 例:事業規模が500万と示し、下限を事業規模の70%で設定した場合 500万円 20点/451万円~499万円 40点/401万~450万 60点/351万~400万 80点/350万以下 100点 	事務局採点					-			-	100
一次審査合計点											

加算項目 ア~オの各項目に該当する場合、事務局採点配点の合計の5%(小数点以下切上げ)を一時評価点に加算します。 ※事務局採点配点の満点(200点)の5%は10点なので、最大50点(10点×5項目)加算されます。	事務局採点配点の満点 (40点×5委員分)	200点
--	--------------------------	------

- ア 区内事業者優遇
区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算
- イ ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価
港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算
複数の認定を得ている場合はいずれかについて加算
- ウ 障害者雇用の評価
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算
- エ 環境配慮に対する評価
ISO14001の認証等に参加している又はMINATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者、事務局採点項目の配点(満点)の5%を加算
複数の認定を得ている場合はいずれかについて加算
- オ 災害協定活動に対する評価
区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算

講評等(ポイントとなった事項など)